

序章 はじめに

1. 緑の基本計画とは

(1) 計画の基本的事項

① 緑の基本計画とは

緑の基本計画*は、都市緑地法*第4条に基づき、住民に身近な地方公共団体である市町村が地域の自然的、社会的条件等を十分勘案しつつ、創意工夫のもとに長期的な観点に立って策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

本市において、緑地の保全や緑化の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、将来像とその実現のための施策等を定めるものであり、また、将来像を市民や事業者等と共有し、施策展開の方向性を示すことで、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、well-being*（幸福度）が実感できる緑豊かな都市の実現に向けて、協働*による緑のまちづくりを推進していくものです。

② 計画策定の目的

本市では、平成19（2007）年3月に公園緑地の適正な配置や自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくり等、緑に関する様々な施策を取りまとめた「習志野市緑の基本計画」（以下、「当初計画」）を策定し、緑の保全・創出・育成に取り組んできました。

計画策定から8年後の平成26（2014）年度には、地球温暖化問題や少子高齢化の進行等の社会情勢の変化、東日本大震災の発生等を踏まえ計画の改訂を行いました。

その後、平成29（2017）年から平成30（2018）年にかけて、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等の6つの法律が改正されたことや、新たなまちづくりに向けた市街地開発等、本市を取り巻く緑の環境の変化を踏まえ、改めて緑の現況量を把握・解析し、新たな目標を設定することを目的として、令和4（2022）年度に計画の第2次改訂を行いました。

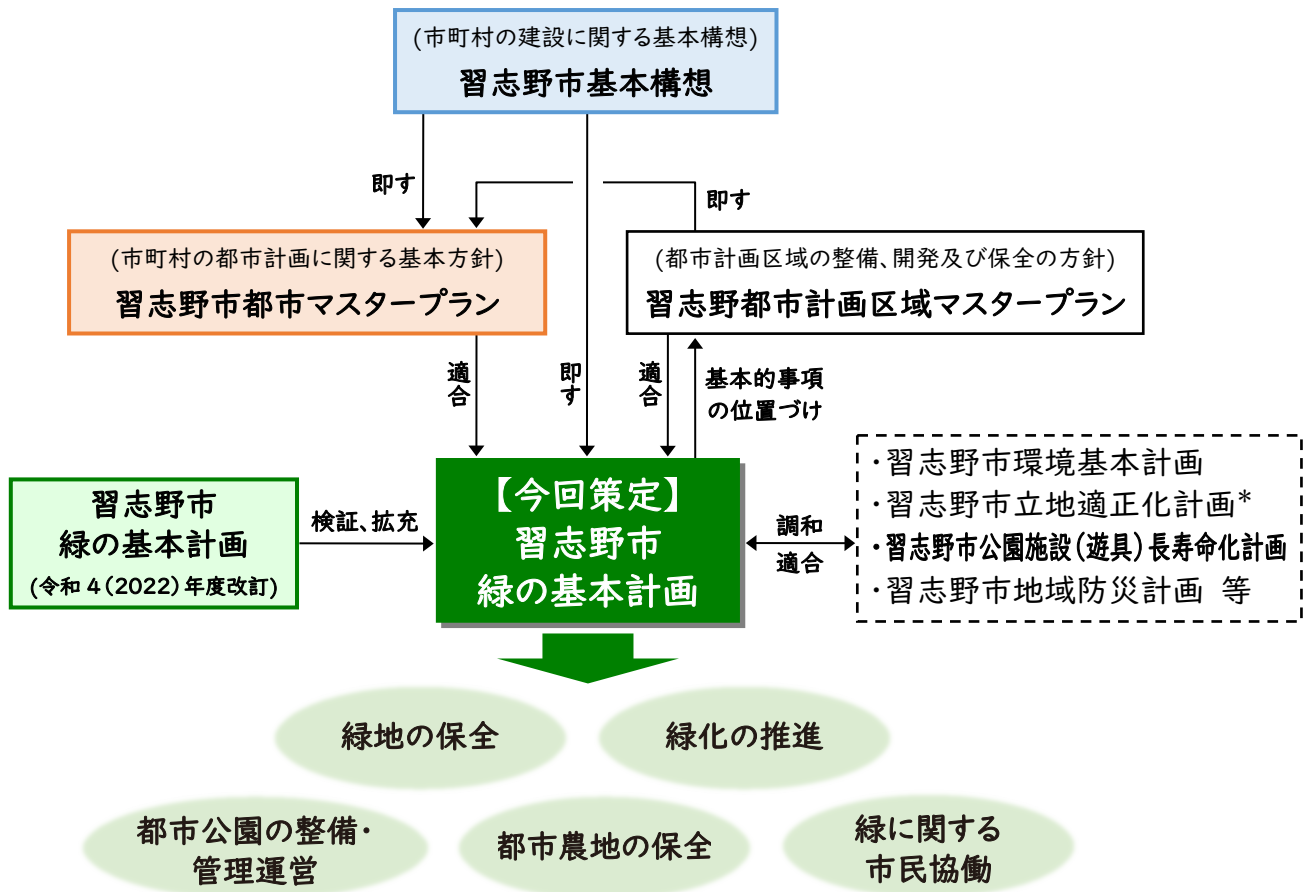
令和6（2024）年には、気候変動対策や生物多様性*の確保、well-being（幸福度）の向上等の課題解決に向けて、都市緑地法等の一部が改正されるとともに、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針*）が定められました。

こうした国の取組みが進められる中、令和7（2025）年には当初計画の最終年度を迎えることから、今後も引き続き、市・市民・事業者が一体となった体系的・総合的な施策を展開し、市民が身近な自然や緑にふれあい、生活の豊かさを実感できるまちづくりを推進するため、新たな緑のまちづくりの将来像や目標指標の設定、その実現のための施策の見直し等、新たな計画期間をもつ緑の基本計画の策定を行います。

③ 計画の位置づけ

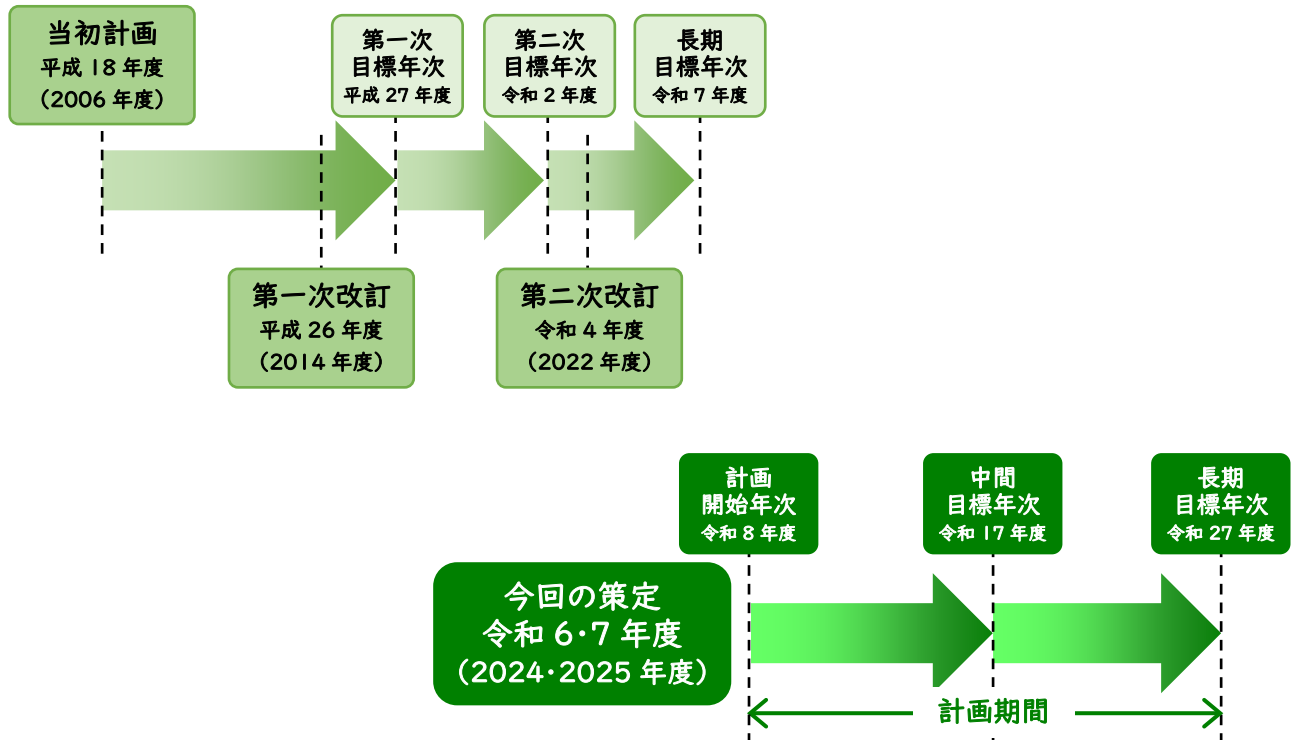
緑の基本計画は、「市町村の建設に関する基本構想」に即し、「市町村の都市計画に関する基本方針*」に適合することが必要であり、この結果、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」とも整合が図られることとなります。また、環境基本法*に基づく「環境基本計画」等とも調和を保つこととされています。

また、令和 6(2024)年 12 月に策定された、国の「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」(緑の基本方針)に基づくとともに、都道府県による「緑の広域計画*」が定められている場合は、当該広域計画も勘案することとされています。



④ 計画期間、目標年次

新たな計画の計画期間は令和8(2026)年度から令和27(2045)年度の20年間とし、中間目標年次は令和17(2035)年度、長期目標年次は令和27(2045)年度とします。上位計画である習志野市基本構想の最終年度の令和23(2041)年度には、必要に応じて計画の見直しを行います。



⑤ 計画対象区域

計画の対象区域は習志野市全域とします。

⑥ 本計画の対象となる緑

● 緑とは

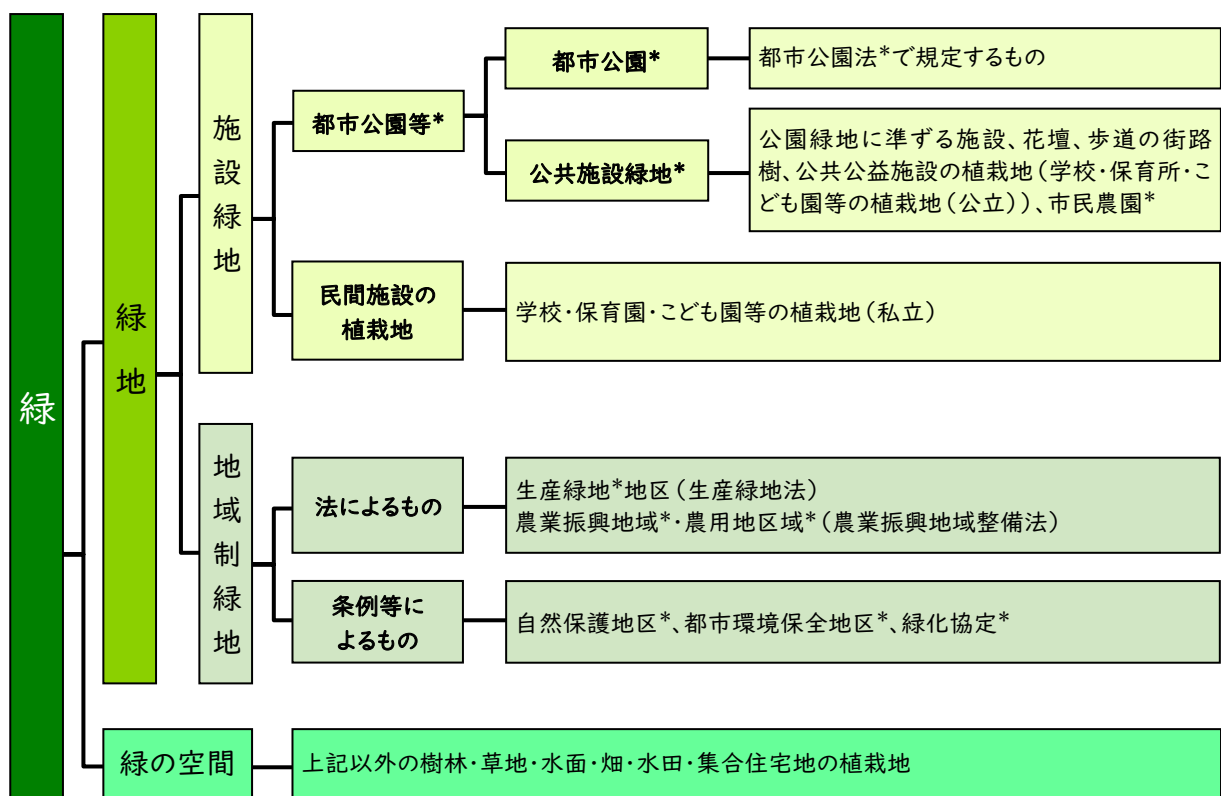
本計画における「緑」は、公園や緑地、道路等の公共空間の緑をはじめ、学校等の公共公益施設の緑、私有地の緑、さらに農地や水辺等を指します。また本計画では、これらを「緑地」と「緑の空間」に分類します。

● 緑地とは

本計画における「緑地」は、法制度及び社会通念的な位置づけにより、「緑」が確保される土地を指し、「施設緑地*」と「地域制緑地*等」で構成されます。

● 緑の空間とは

本計画における「緑の空間」は、「緑地」に含まれない草地や水面等の緑を指します。



本計画の対象となる緑の分類

また、都市公園の種類は下表のとおり分類される。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

※色付きの項目は、習志野市に該当する都市公園

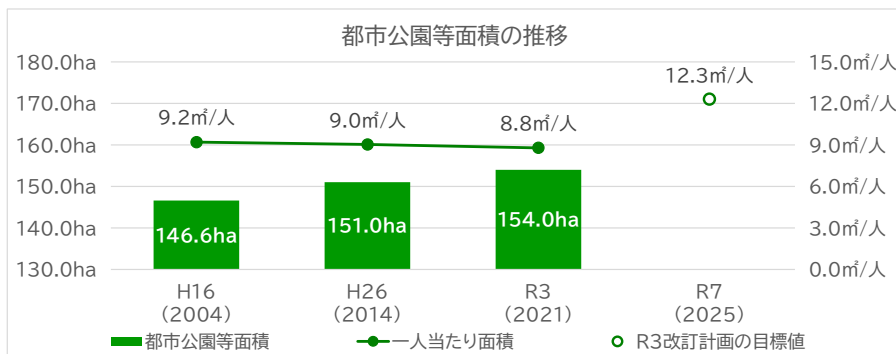
2. 計画策定の方針（見直しの視点）

① 新たな計画期間を持つ計画の策定

平成19(2007)年3月に策定し、平成26(2016)年度、令和4(2022)年度に改訂を行ってきた当初計画の計画期間の最終年度が令和7(2025)年度となっているため、新たな計画期間を持つ計画を策定します。

② 計画期間内での実現可能性を考慮した目標値、市民にわかりやすい目標指標の設定

計画期間を越えた長期的な視点から設定する目指すべき目標値と、計画期間内での実現可能性を考慮した目標値を分けて設定します。



都市公園等の面積は増加傾向にあるが、人口の増加率よりも面積の伸び率が低いため、一人当たり面積は減少傾向
⇒実現可能な目標値への見直しを検討

実現可能性を踏まえた目標については、緑地の確保目標・一人あたりの整備目標等の公園等の整備に係る直接的な目標値に加えて、整備等による効果や成果に関する指標についても検討します。

③ 上位計画や関連計画の策定を踏まえた、目指すべき将来像や実現のための施策等の整合性の確保

目指すべき緑の将来像や実現のための施策等について、同時期に策定を進めている次期基本構想や環境基本計画、その他の関連計画との整合性を確保します。

④ 関連法令の改正等の近年の社会動向の変化を踏まえた計画内容の拡充

現行計画の枠組みを基本としつつ、都市緑地法をはじめとする関連法令の改正や計画・指針の策定等の緑に関する近年の国の動向や、まちづくり全般を取り巻く社会潮流等を踏まえ、計画内容の拡充を図ります。

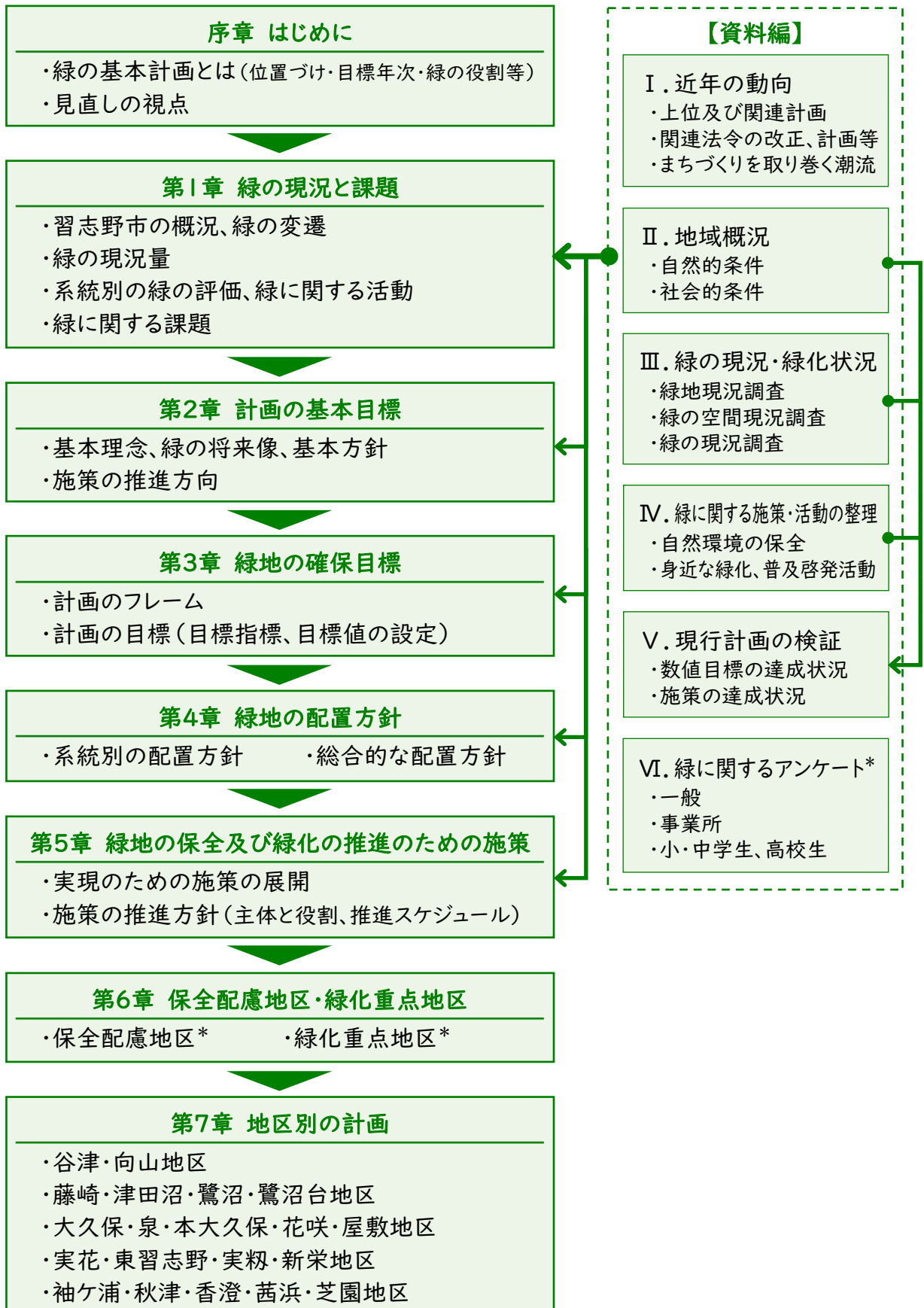
まちづくりを取り巻く社会潮流

- ・人口減少・少子高齢化
- ・地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化
- ・自然災害の頻発化・激甚化
- ・SGDs*の推進
- ・社会資本の老朽化とストック再編 等

緑に関する国の動向

- ・「グリーンインフラ*」の活用
- ・公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設*
- ・まちづくりと一体となった都市公園のリノベーション
- ・ネイチャーポジティブ* (自然再興) の実現
- ・生物多様性の確保
- ・緑の基本方針の策定 等

3. 計画の構成

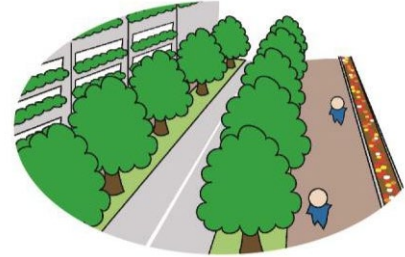


4. 緑の役割

都市の緑には、次のような役割があります。

都市環境の維持・改善

- 酸素の供給
- 二酸化炭素の吸収・大気の浄化
- ヒートアイランド*等都市気象の緩和
- 騒音の緩和



都市の安全性の向上

- 災害時の一時避難場所*・避難路
- 火災の延焼防止
- 消防やボランティアの救援・復旧活動拠点
- 水資源の涵養・都市型水害の軽減・土砂流出等の自然災害の防止

都市の自然生態系の保全

- 野生生物の生育地・生息地の確保

都市の景観の形成

- 地域の気候・風土に適応した緑の景観の形成
- 四季の変化と多様性のある緑の景観の形成
- ランドマーク*や史跡等と一体となった景観の形成
- うるおい・彩りのある景観の形成

レクリエーションの場の提供

- 日常的なレクリエーションの場の提供
- 自然とふれあう機会の創出
- 森林浴等によるリフレッシュ効果

環境学習の場の提供

- 身近な環境を学ぶ場の提供

心身の健康、幸福度の向上

- オフィス等への緑の配置による生産性、創造性の向上
- 精神的なリラクゼーションによるストレスの軽減
- 緑に親しむことによる健康の増進



また、本市の緑の特徴的な役割として、次のようなものがあります。

世界の国々との協力のもとでの環境保全・再生

- 谷津干潟を中継点とする渡り鳥のための環境づくり
- オーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の継続